

新 旧 対 照 条 文

◎要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第一		別表第一	
患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養	患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一 入院中の患者以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者以外の患者」という。） イ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者 ロ 地域密着型介護	(略)	一 入院中の患者以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者以外の患者」という。） イ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者 ロ 地域密着型介護	(略)

<p>老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している患者</p>		<p>老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している患者</p>	
<p>二 指定介護療養施設サービスを行う療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第1章第2部に規定する点数</p> <p>二 別表第一第2章に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ～ヌ （略）</p> <p><u>ル 区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料</u></p> <p><u>ヲ 区分番号I016に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料</u></p> <p>三・四 （略）</p>	<p>二 指定介護療養施設サービスを行う療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第1章第2部に規定する点数</p> <p>二 別表第一第2章に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ～ヌ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三・四 （略）</p>
<p>三 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院</p>	<p>次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの注10又はロの注</p>	<p>三 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院</p>	<p>次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの注10又はロの注</p>

している患者
ロ 短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者

7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）

イ 別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

- ① 区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料
- ② 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1
- ③ 区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2
- ④ 区分番号B005-1-2に掲げる介護支援連携指導料
- ⑤ 区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料
- ⑥ 区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅰ
- ⑦ 区分番号B005-3-2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅱ
- ⑧ 区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料
- ⑨ 区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料
- ⑩ 区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料
- ⑪ 区分番号B005-7-2に掲げる認知症療養指導料

している患者
ロ 短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者

7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）

イ 別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

- ① 区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料
- ② 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1
- ③ 区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2
- ④ 区分番号B005-1-2に掲げる介護支援連携指導料
- ⑤ 区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料
- ⑥ 区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅰ
- ⑦ 区分番号B005-3-2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅱ
- ⑧ 区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料
- ⑨ 区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料
- ⑩ 区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料
- ⑪ 区分番号B005-7-2に掲げる認知症療養指導料

⑫ 区分番号B005-8に掲げる肝炎
インターフェロン治療計画料

⑬ 区分番号B007に掲げる退院前訪
問指導料

⑭ 区分番号B008に掲げる薬剤管理
指導料

⑮ 区分番号B009に掲げる診療情報
提供料Ⅰ（注1、注3、注4、注7、
注8及び注10から注12までに掲げる場
合に限る。）

⑯ 区分番号B010に掲げる診療情報
提供料Ⅱ

⑰ 区分番号B014に掲げる退院時薬
剤情報管理指導料

ロ～ホ （略）

へ 別表第一第2章第8部に規定する点数
であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号I002に掲げる通院・在
宅精神療法

② 区分番号I003-2に掲げる認知
療法・認知行動療法

③ 区分番号I007に掲げる精神科作
業療法

④ 区分番号I008-2に掲げる精神
科ショート・ケア（注5に係る場合を
除く。）

⑫ 区分番号B005-8に掲げる肝炎
インターフェロン治療計画料

⑬ 区分番号B007に掲げる退院前訪
問指導料

⑭ 区分番号B008に掲げる薬剤管理
指導料

⑮ 区分番号B009に掲げる診療情報
提供料Ⅰ（注1、注3、注4、注7、
注8及び注10から注12までに掲げる場
合に限る。）

⑯ 区分番号B010に掲げる診療情報
提供料Ⅱ

⑰ 区分番号B014に掲げる退院時薬
剤情報管理指導料

ロ～ホ （略）

へ 別表第一第2章第8部に規定する点数
であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号I002に掲げる通院・在
宅精神療法

② 区分番号I003-2に掲げる認知
療法・認知行動療法

③ 区分番号I007に掲げる精神科作
業療法

④ 区分番号I008-2に掲げる精神
科ショート・ケア（注5に係る場合を
除く。）

⑤ 区分番号 I 0 0 9 に掲げる精神科デイ・ケア（注 5 に係る場合を除く。）

⑥ 区分番号 I 0 1 2 に掲げる精神科訪問看護・指導料

⑦ 区分番号 I 0 1 6 に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料

ト、チ （略）

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 3 のイの(1)から(4)までの注10又はロの(1)及び(2)の注 7 に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第 1 章第 1 部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号 A 4 0 0 の 1 に掲げる短期滞在手術等基本料 1

ハ～ヘ （略）

ト 別表第一第 2 章第 8 部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料

② 区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料

③ 区分番号 I 0 1 2 に掲げる精神科訪問看護・指導料

④ 区分番号 I 0 1 6 に掲げる精神科重

⑤ 区分番号 I 0 0 9 に掲げる精神科デイ・ケア（注 5 に係る場合を除く。）

（新設）

（新設）

ト、チ （略）

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 3 のイの(1)から(4)までの注10又はロの(1)及び(2)の注 7 に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第 1 章第 1 部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号 A 4 0 0 の 1 に掲げる短期滞在手術基本料 1

ハ～ヘ （略）

ト 別表第一第 2 章第 8 部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料

② 区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料

（新設）

（新設）

	<u>症患者早期集中支援管理料</u>		
	チ (略)		チ (略)
	三 (略)		三 (略)
四 次に掲げる患者	次に掲げる療養	四 次に掲げる患者	次に掲げる療養
イ 介護療養病床等 (老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。)に入院している患者	一 (略) イ～ハ (略) ニ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの ① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法 ② 区分番号I003-2に掲げる認知療法・認知行動療法 ③ 区分番号I007に掲げる精神科作業療法 ④ 区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア(注5に係る場合を除く。) ⑤ 区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア(注5に係る場合を除く。) ⑥ <u>区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料</u> ⑦ <u>区分番号I016に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料</u>	イ 介護療養病床等 (老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。)に入院している患者	一 (略) イ～ハ (略) ニ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの ① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法 ② 区分番号I003-2に掲げる認知療法・認知行動療法 ③ 区分番号I007に掲げる精神科作業療法 ④ 区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア(注5に係る場合を除く。) ⑤ 区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア(注5に係る場合を除く。) (新設) (新設)
ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	二 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3))	ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	二 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3))

までの注5に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。)

イ (略)

ロ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術等基本料1

ハ～ホ (略)

へ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法

② 区分番号I003-2に掲げる認知療法・認知行動療法

③ 区分番号I011に掲げる精神科退院指導料

④ 区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料

⑤ 区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料

⑥ 区分番号I016に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料

三 (略)

までの注5に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。)

イ (略)

ロ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術基本料1

ハ～ホ (略)

へ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法

② 区分番号I003-2に掲げる認知療法・認知行動療法

③ 区分番号I011に掲げる精神科退院指導料

④ 区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料

(新設)

(新設)

三 (略)

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
一～三 (略)	

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
一～三 (略)	

<p>四 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。</p>	<p>四 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。</p>
<p>四の二 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注10に規定する加算</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注10に規定する加算</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、ターミナルケア加算又は看取り加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>五・五の二 (略)</p>		<p>五・五の二 (略)</p>	
<p>六 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号I005に掲げる入院集団精神療法</p> <p>ロ 別表第一区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法</p>	<p>同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。</p>	<p>六 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号I005に掲げる入院集団精神療法</p> <p>ロ 別表第一区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法</p>	<p>同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>六の二 別表第一区分番号I01</p>	<p>入院中の患者以外の患者及び介</p>	<p>(新設)</p>	

<p>2に掲げる精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)及び(Ⅲ)が算定されるべき療養</p>	<p>護老人福祉施設入所者については、認知症でない患者（別表第一区分番号Ⅰ〇16に掲げる精神科重傷者早期集中支援管理料を算定する者を除く。）に限り、算定できる。</p>
<p>七～十三 （略）</p>	
<p>備考</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表の1の注10に規定するターミナルケア加算及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の8のチに規定するターミナルケア加算をいう。</p> <p>十五 この表において「看取り加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注7に規定する看取り介護加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の5の注5、別表の6の注6及び別表の7のワに規定する看取り介護加算並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の1のルに規定する看取り介護加算をいう。</p> <p>十六 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特</p>	

<p>七～十三 （略）</p>	
<p>備考</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十四 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特</p>	

別管理加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注10に規定する特別管理加算をいう。

十七 この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表の16に規定する精神科作業療法をいう。

十八 この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数別表の17に規定する認知症老人入院精神療法をいう。

十九 この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9の二の(6)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(13)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9の二の(5)に掲げる特定診療費をいう。

別管理加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注10に規定する特別管理加算をいう。

十五 この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表の16に規定する精神科作業療法をいう。

十六 この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数別表の17に規定する認知症老人入院精神療法をいう。

十七 この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9の二の(6)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(13)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9の二の(5)に掲げる特定診療費をいう。